

旭市地域包括支援センター業務委託の公募について

令和5年10月26日

本市では、平成30年6月から直営型センター1か所と委託型センター2か所を北部地域、東部地域に設置、令和3年度からは中央地域を委託し、市内全域に委託型センター3か所を設置し運営しています。また、直営型センターは基幹型の役割を担い、委託型地域包括支援センター間の総合調整や後方支援業務等の助言・指導を行っています。

1 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など様々な面で支援を行うためのワンストップ総合相談窓口です。

職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3職種がそれぞれの専門性を活かし、連携して総合的な支援を行っています。

地域包括支援センターは、介護保険法の中に位置づけられ、主に4つの役割があります。

* 地域包括支援センターの主な役割

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②総合相談支援業務
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

2 高齢者人口と地域包括支援センターの職員数

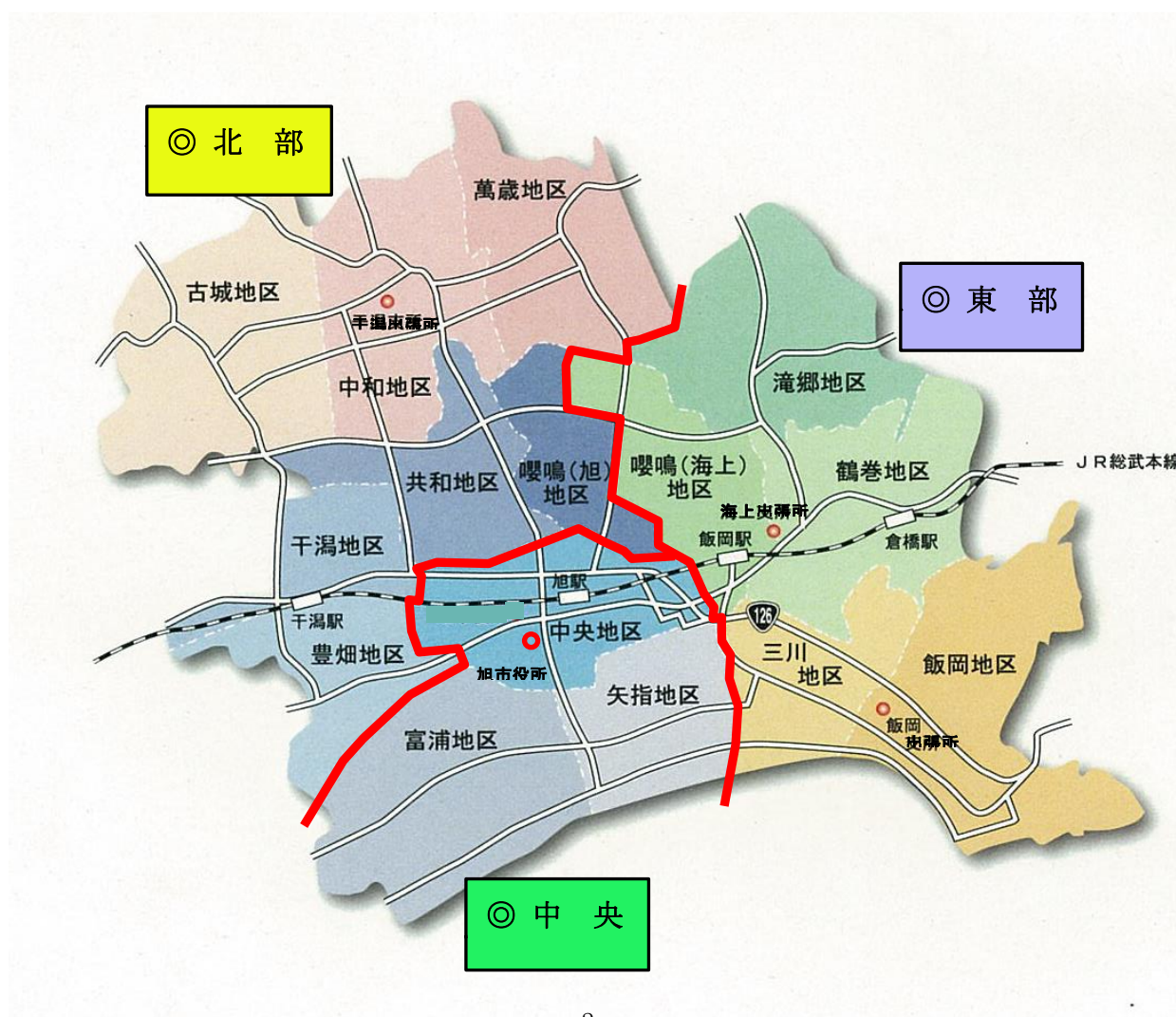
センターの職員の基準は、65歳以上の数が概ね3,000人以上6,000人未満毎に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が各1名ずつ、常勤専従が必要です。現在、旭市の65歳以上人口は計20,183人（R5.4.1現在）ですが、担当地域別内訳は中央地域6,774人、北部地域6,970人、東部地域6,439人といずれも6,000人を超える数となります。そのためそれぞれの地域で3職種各1名+3職種のうちいずれか1名の4名以上専門職の配置が必要となります。

3 地域包括支援センターの業務委託の概要

- ① 一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加や8050問題など高齢化の進行に伴う社会的課題に対応するため、より地域に密着した事業展開ときめ細やかな支援体制が必要となります。
- ② 地域支援事業の改正により地域包括支援センターの運営について、地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて、地域におけるネットワークづくりをはじめ医療と介護の連携推進事業、認知症施策の推進、権利擁護事業、介護予防・重度化予防事業等担う役割が増大しています。各委託型センターは担当地域の実情に応じて事業を実施し、市直営型センターは、基幹型センターとしてセンター間の総合調整や困難事例に対する技術支援といった後方支援を行います。

地域包括支援センターの担当地域を旭市内で3分割し、令和3年度より旭市全域に委託型センターを配置しています。なお、旭市中央地域包括支援センターは権利擁護業務、在宅医療・介護連携推進及び認知症支援等の機能を強化し、当該分野で他のセンター業務を支援する「機能強化型センター」として設置しています。これら3地域の委託期間が、今年度をもって満了となるため、公募により業務委託を行います。

各センターの担当地域は、次のとおりです。



名称（仮）	担当地域	高齢者人口	運営形態
旭市中央地域	旭地域 （中央、矢指、富浦小学校区）	6,774 人	委託 （機能強化型）
旭市北部地域	旭地域（豊畑、共和、琴田、干潟小学校区） 干潟地域（萬歳、中和、古城小学校区）	6,970 人	委託
旭市東部地域	海上地域（滝郷、鶴巻、嚶鳴小学校区） 飯岡地域（飯岡、三川小学校区）	6,439 人	委託
合計		20,183 人	
旭市基幹型地域包括支援センター		20,183 人	直営 （基幹型）

※ 高齢者人口は令和5年4月1日現在

機能強化型センターには、第2層生活支援コーディネーターを1名配置します。生活支援コーディネーターは、民間企業やボランティアなど地域の多様な担い手による地域資源の把握、活用をすることで生活支援サービスを充実させる役割を担います。

また、当該職員は認知症地域支援推進員を兼務します。認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行います。

4 公募のスケジュール

令和5年9月	9月補正（債務負担行為設定）
令和5年10月	ホームページ掲載 公募開始
令和5年11月	公募説明会
令和6年 1月	審査、受託法人選定
令和6年 2月	地域包括支援センター運営協議会による承認
令和6年 3月	業務委託締結
令和6年 4月	地域包括支援センター開所・業務開始

地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加及びセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等の基幹型センターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。

